

東久留米市保育サービスの施設整備・ 運営及び提供体制に関する実施計画

令和2年5月（改訂）

東 久 留 米 市

計画の改訂について

本計画は、平成29年度末まで（平成30年度当初）に向けた待機児童解消策を計画的に進めるとともに、施設の老朽化が進んでいる市立保育園の当面の方向性を示すため、平成28年3月に策定しました。その後、更なる待機児童解消の取組みを進めるための改訂や記載変更等を経ながら、現在に至っています。

この間、国においては、平成29年5月に待機児童解消等のため「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度からの2年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも3年間で待機児童を確実に解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、5年間で女性就業率80%に対応できる保育の受け皿整備等を進めていくとしています。また、同プランを前倒しし、平成32年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保することを示しました。

そのような中、市では、平成27年3月に計画期間を令和元年度末までとする東久留米市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援法の基本理念のもと、本市の子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取組みを促進してまいりました。令和元年8月には本計画の一部見直しを行い、令和2年度当初までに必要となることが予想された確保方策の整備に努めてまいりました。また、令和2年3月には、令和2年2月に策定した第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画を反映させるため記載変更並びに時点修正などを行いました。

これまでも保育ニーズと提供体制の均衡を図りながら多様な保育ニーズに対応できるよう、必要に応じ民間の認可保育所や小規模保育所等を整備してまいりましたが、ここで令和3年度当初に向けた新たな施設整備計画を反映させるため、本計画を改訂します。

※本計画における「市立保育園」とは公設公営の保育所として表記しています。

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の期間 2
- 4 計画の基本的考え方 2

第2章 これまでの待機児童解消策と保育ニーズの見込み

- 1 これまでの待機児童解消策 3
- 2 幼児期の教育・保育の量の見込み 4

第3章 保育サービスの施設整備

- 1 保育サービスの施設整備に関する方針 5
- 2 予定している施設整備計画 5
- 3 施設整備計画による幼児期の教育・保育提供体制の確保予定数 7
- 4 その他の待機児童解消策 7

第4章 市立保育園への民間活力の導入

- 1 市立保育園の民間化 8
- 2 市立保育園の民間化計画 10
- 3 市立保育園の民営化 11
- 4 市立保育園の給食調理業務委託化 11

第5章 計画の推進に向けて

- 1 本計画における「幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容」 . . . 12
- 2 保育サービスの質の向上に向けた取組み 17

- 別紙「東久留米市立保育園施設状況調査」 19

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成22年3月に「東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、安心して子どもを生み育てられるように子育て家庭全体への支援を総合的に推進してきました。また、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されたことに伴い、平成27年3月には「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市の子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取組を一層促進するとともに、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期を定め、子育て世帯のニーズに応じていく体制づくりを進めているところです。

そのような中、国では喫緊の課題である保育園の待機児童解消について、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに、約40万人分の保育の受け皿を整備することで、待機児童の解消をめざしています。更に、女性の就業率上昇等に伴う保育の潜在需要の顕在化に対応できるよう、同プランに基づく平成29年度末までの受け皿整備の目標を10万人上積みし、50万人分とすることが示されました。

一方、国の関与を縮小して地方の裁量を広げる「三位一体改革」により、市立保育園の運営費については平成16年度以降、施設整備費については平成18年度以降、地方の財源から支出する、いわゆる一般財源化となり、同時に東京都の保育運営費負担金及び施設整備補助金も廃止されるなど、市立保育園の運営管理を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています（民間保育園への運営費や施設整備の国庫負担制度及び東京都の補助金制度は、これまでどおり堅持されています）。このことと併せて、市立保育園を民営化することによって待機児童の解消が図れることや多様な保育サービスを提供できることから、市立保育園の3園を公設民営化、1園を民設民営化しましたが、更なる民間活力の導入による効率的な行政サービスの維持、向上を図ることが求められています。

以上のことから、市では、平成29年度末まで（平成30年度当初）に向けた待機児童解消策を計画的に進めるとともに、施設の老朽化が進んでいる市立保育園の当面の方向性を示すために、「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画（以下、「本計画」といいます。）」を策定します。

なお、本計画は、東久留米市立保育園の民営化実施計画（再々改定版）（平成19年度～29年度）に替わるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、東久留米市子ども・子育て支援事業計画における「幼児期の教育・保育提供体制の確保」を具現化するとともに、東久留米市財政健全経営計画（実行プラン）における「市立保育園の民間活力の導入による行政サービスの維持、向上」を具現化するための計画として位置付けます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度までとし、必要に応じて見直しを行っていくこととします。

4 計画の基本的考え方

本計画では、次の事項を基本的な考え方とします。

- (1) 市は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 2 条に規定する「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」等といった基本理念や、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 2 条に規定する「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」といった理念のもと、計画を進めます。
- (2) 市は、保育の公的責任を果たすため、次の視点を踏まえ、計画を進めます。
 - ア 多様な提供主体による利用者の選択制を確保するとともに、誰もが等しく保育サービスが受けられるよう、待機児童の解消を進めます。
 - イ 公立、民間といった運営主体に関わらず、市全体の保育サービスの質が維持、向上するよう、努めます。
- (3) 「第 3 章 保育サービスの施設整備」については、保育ニーズと提供体制の均衡を図りながら多様な保育ニーズに対応できるよう、必要に応じ民間の認可保育所や小規模保育事業所等を整備します。
- (4) 「第 4 章 1 市立保育園の民間化」については、保育サービスの民間活力への転換を行うことで、様々な効果が期待できることから、市立保育園は順次閉園し、民間の持つノウハウや専門性などを活かした保育サービスの維持、向上に取り組んでいきます。なお、児童を取り巻く状況等を注視しながら、必要に応じて保育サービスの施設整備を検討することと並行して、市立保育園の民間化を図ります。

第2章 これまでの待機児童解消策と保育ニーズの見込み

1 これまでの待機児童解消策

市では、次世代育成支援行動計画の期間中である平成22年度から26年度までの5か年で、認可保育所等の施設整備や市立保育園の民営化を行うことにより、300名を超える定員数を拡大しました。また、子ども・子育て支援新制度の施行後である平成27年度から令和元年度までの5か年で、認可保育所や小規模保育事業所の開設などにより579名、令和2年度にも40名、合わせて619名の定員数を増員しています。

一方、これらの待機児童解消策を講じてきたものの、令和2年4月1日時点の待機児童数は、24名*となっています。これは、潜在的な待機児童（保育園を利用したいが諦めて申請していなかった待機児童等）が表面化したことや女性の社会進出が進んでいることなどが、主要要因として考えられます。

※子ども・子育て支援新制度における定義の待機児童数。なお、新型コロナウイルス感染症により、例年に比べアウトリーチでの状況把握が十分ではありません。

<平成27年度～令和2年度までの待機児童解消策>

年度	保育園名	種別	増員数	種別
H27	いちご保育園	認可保育所	60名	新規開設
	おひさま保育室	小規模保育施設	1名	施設種別移
	東久留米みさと保育園	小規模保育施設	19名	新規開設
H28	どれみ保育園東久留米西口	小規模保育施設	19名	新規開設
	なかよし保育園	小規模保育施設	△4名	小規模保育事
	げんき保育室	小規模保育施設	1名	施設種別移
	木村家庭的保育施設	家庭的保育施設	5名	新規開設
H29	久留米みのり保育園	認可保育所	56名	定員拡大
	東久留米おひさま保育園	認可保育所	50名	民設民営化
	ひよこルーム	小規模保育施設	7名	施設種別移
	たんぽぽ保育園	小規模保育施設	0名	小規模保育事
	つくし保育園	小規模保育施設	0名	小規模保育事
	NICOLAND はいくえん東久留米	小規模保育施設	19名	新規開設
	ひがしくるめ大門町保育園	小規模保育施設	19名	新規開設
	おひさま保育室	小規模保育施設	1名	定員拡大
H30	こでまり保育園	認可保育所	105名	新規開設
	たんぽぽ保育園	小規模保育施設	1名	定員拡大

	トレジャーキッズ [※] ひがしくるめ保育園	認可保育所	72 名	新規開設
R1	おひさま保育室	小規模保育施設	△4 名	定員縮小
	こでまり保育園	認可保育所	25 名	定員拡大
	わらべ東久留米保育園	認可保育所	132 名	新規開設
	しんかわ保育園	認可保育所	△9 名	定員縮小
	おひさま保育室	小規模保育施設	4 名	定員拡大
R2	ひよこルーム	小規模保育施設	7 名	定員拡大
	たんぽぽ保育園	小規模保育施設	1 名	定員拡大
	わらべ東久留米保育園	認可保育所	26 名	定員拡大
	わらべ東久留米駅前保育園	小規模保育施設	19 名	新規開設
	BunBun 保育園	企業主導型保育所	2 名	定員設定
	しんかわ保育園	認可保育所	△15 名	定員縮小

2 幼児期の教育・保育の量の見込み

市では、子育て世帯の認可保育所や幼稚園等の利用に関する意向や置かれている環境などの実情を把握する必要があることから、平成30年度に利用希望把握調査（ニーズ調査）を実施しました。第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画では、その利用希望把握調査の結果をもとに、潜在的なニーズも含めた幼児期の教育・保育の量の見込み（幼児期の教育・保育のニーズ）を推計しました。

＜第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画における「幼児期の教育・保育の量の見込み」＞

（単位：人）

	1号 [※]	2号 [※]		3号 [※]	
	3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
		幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
令和2年度	1,510		1,198	225	947
令和3年度	1,480		1,174	219	918
令和4年度	1,451		1,152	212	890
令和5年度	1,423		1,129	205	863
令和6年度	1,397		1,108	203	852

※子ども・子育て支援法第19条第1項各号に規定する支給認定区分

第3章 保育サービスの施設整備

1 保育サービスの施設整備に関する方針

令和2年4月現在、市内の認可保育所の定員は2,225名、小規模保育事業所は182名、家庭的保育事業所は28名、認証保育所・定期利用保育施設等は72名の計2,507名となっていますが、令和2年4月1日時点の待機児童数は、24名となっています。

このため、市では児童を取り巻く状況等を注視し、保育ニーズと提供体制の均衡を図りながら、必要に応じ、民間の認可保育所や小規模保育事業所等を整備します。

なお、保育サービスの施設整備にあたっては、保育ニーズと提供体制の均衡を図ることや多様な保育サービスの提供をめざすことを目的に、①保育ニーズの高い駅周辺に重点的に整備、②公有地の有効活用、③子ども・子育て支援新制度の対象施設（施設型給付・地域型保育給付の対象施設）への移行の3点を基本的な柱として、進めていきます。

2 予定している施設整備計画

現在、予定している施設整備計画は、次のとおりです。この施設整備計画により、令和2・3年度に123名の待機児童解消策を図る一方、令和4年度から令和6年度までに62名の定数削減を図る計画となります。今後においても児童を取り巻く状況等を注視しながら、必要に応じて、東久留米市子ども・子育て支援事業計画における「幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容」や保育サービスの施設整備に関する方針に基づき、施設整備を検討していきます。

（1）令和3年度

- ・たんぽぽ保育園の定員拡大

小規模保育事業所のたんぽぽ保育園の定員を拡大する計画です。このことによって、1名の増員を予定しています。

- ・わらべ東久留米保育園の定員拡大

認可保育所のわらべ東久留米保育園の定員を拡大する計画です。このことによって、20名の増員を予定しています。

- ・しんかわ保育園2歳児の募集停止

しんかわ保育園の2歳児の募集を停止します。このことによって18名の定員減となります。

- ・学園町一丁目の認可保育所の開設

学園町一丁目に認可保育園を令和3年4月に新規開設する計画です。このことによって、80名の増員を予定しています。

(2) 令和4年度

- ・しんかわ保育園3歳児の募集停止

しんかわ保育園の3歳児の募集を停止します。このことによって20名の定員減となります。

(3) 令和5年度

- ・しんかわ保育園4歳児の募集停止

しんかわ保育園の4歳児の募集を停止します。このことによって21名の定員減となります。

(4) 令和6年度

- ・しんかわ保育園の閉園

しんかわ保育園の閉園に伴い、21名の定員減となります。

<参考>

令和2年度

- ・ひよこルームの定員拡大

小規模保育事業所のひよこルームの定員を拡大し、7名の定員を増員しました。

- ・たんぼぼ保育園の定員拡大

小規模保育事業所のたんぼぼ保育園の定員を拡大し、1名の定員を増員しました。

- ・わらべ東久留米保育園の定員拡大

認可保育所のわらべ東久留米保育園の定員を拡大し、26名の定員を増員しました。

- ・小規模保育園の開設

新川町1丁目にわらべ東久留米駅前保育園を令和2年4月に新規開設し、19名の定員を増員しました。

- ・BunBun 保育園

企業主導型保育所として運営されている BunBun 保育園において地域枠を設定し、2名の定員を増員しました。

- ・しんかわ保育園1歳児の募集停止

しんかわ保育園の1歳児の募集を停止し、15名の定員を減員しました。

3 施設整備計画による幼児期の教育・保育提供体制の確保予定数

(令和2年度以降)

令和6年度末までの施設整備計画を第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画における「幼児期の教育・保育提供体制の確保方策」の種別ごとに整理すると次のとおりとなります。なお、各施設における事業計画の見直し等によっては、若干の定員変更の可能性がります。

＜施設整備計画に基づく幼児期の教育・保育提供体制の確保予定数＞ (単位：人)

	1号	2号		3号	
	3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
		幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
特定教育・保育施設	0	0	18	6	7
新制度に移行しない幼稚園	0				
特定地域型保育事業				0	28
認可外保育所			0	0	2

4 その他の待機児童解消策

市では、多様な保育ニーズに応えられるよう、認可保育所等の施設整備だけでなく、幼稚園等で行っている一時預かり事業（預かり保育事業含む）なども活用しながら、子育て支援サービス全般を活かして進めていきます。

なお、保育サービスの施設整備、幼稚園等で行っている一時預かり事業などの実施については、国・東京都の補助事業を活用した支援も検討していきます。

第4章 市立保育園への民間活力の導入

1 市立保育園の民間化

保育園における保育は、保育理念や目標に基づき、子どもや保護者の状況、地域の実情などを踏まえて行うものです。また、全ての子どもの最善の利益のためには、子どもの健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、保育園が行うべき保育の内容等に関する全国共通の枠組みに基づいて行うことが必要です。このため、保育園は、保育所保育のガイドラインである保育所保育指針、施設整備や職員配置等の基準である児童福祉施設最低基準に基づいて、日々保育を行っています。

保育園は、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する役割と、通園する子どもの保護者に対する支援や地域の子育て家庭に対する支援といった役割を担っています。このため、保育園は、児童福祉施設の一つとして、また地域の子育て支援拠点として機能を果たしていくことが肝要であり、市立保育園と民間の保育園とが担う役割に違いはありません。

ついては、民間から供給される保育サービスを積極的に活用することで、多様な保育サービスの提供による保護者の選択肢の拡大や保育園の運営にかかる経費の縮減が図れるとともに、費用を発生させずに市立保育園の老朽化への対応といった課題が解決できるといった効果があることを勘案し、施設の老朽化の程度等を踏まえ、市立保育園を閉園し、民間サービスへの転換を図ることを市立保育園の民間化と定義し、この考えに基づき進めていきます。

(1) 市立保育園の民間化の効果

市立保育園の民間化を行うことによって、次の効果が期待できます。

ア 民間活力への転換を図ることで、多様なニーズに応える保育サービスが提供でき、保護者の選択肢の拡大が図れます。

イ 保育園の運営にかかる経費の縮減が図れます。

ウ 市立保育園を閉園することで、施設の老朽化への対応といった課題が解決できます。

(2) 市立保育園の民間化の方針は、以下のとおりです。

ア 最終的には市立保育園全園の民間化をめざします。

イ 施設の老朽化の程度や開設年月日、集合住宅等の建て替えの動向及び保育園の偏在を踏まえ、保育士等の退職者数を勘案しながら、順次民間化を進めていきます。

ウ 民間化した市立保育園の人員を活用し、保育士等の退職者は原則として不補充とします。

エ 民間化する市立保育園は低年齢児から段階的に募集を停止しますが、在園児は当該園での卒園を保障します。

オ 市立保育園の民間化では、これまでのような市立保育園の引継園を整備する必要性が生じないため、引継保育は行いません。

<保育所の運営にかかる経費（平成30年度決算額）>

（金額の単位：円）

項 目	公立保育所	公設民営保育所	私立保育所
A 総事業費	1,195,391,515	684,337,045	2,108,168,896
B 調定した保育料	121,956,650	94,460,700	269,612,500
C 国負担額	132,072,305	108,208,050	474,932,867
D 都負担額			237,466,433
E 国補助金額		2,463,000	13,128,000
F 都補助金額	70,961,450	78,272,304	270,209,065
G 受託児童収入等	6,033,290	10,130,910	
H 市単独負担額 (H=A-B-C-D-E-F-G)	864,367,820	390,802,081	842,820,031
I 延べ入所児童数(人)	6,405	4,036	14,302
J 1園当たりの経費 (J=A/園数)	199,231,919	228,112,348	175,680,741
K 1園当たりの市費負担額 (K=H/園数)	144,061,303	130,267,360	70,235,003
L 1人当たり経費(月額) (L=A/I)	186,634	169,558	147,404
M 1人当たり経費(年額) (L*12)	2,239,608	2,034,696	1,768,848
N 1人当たり市費負担額(月額) (N=H/I)	134,952	96,829	58,930
O 1人当たり市費負担額(年額) (N*12)	1,619,424	1,161,948	707,160

※公立保育所6園、公設民営保育所3園、私立保育所12園

※延べ入所児童数には管外受託児を含める。

※私立保育所の経費には管外委託児の経費を含める。

※保育料収入は、国庫精算における市の徴収基準額表に基づく保育料調定額とする。

※公立分（公設民営及び管外公立含む）の国負担金については、一般財源化されたため理論値とする。

＜保育園退職予定数（令和元年度～令和6年度）＞

単位：人

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
園長	0	4	1	0	1	0	6
保育士	1	6	0	0	1	0	8
看護師	0	0	0	0	0	0	0
栄養士	0	0	1	0	0	0	1
調理員	0	0	0	0	0	0	0
用務員	0	0	0	0	1	0	1
計	1	10	2	0	3	0	16

（令和2年2月1日時点）

2 市立保育園の民間化計画

市では、「しんかわ保育園」を民間化対象園として選定し、保育サービスの民間活力への転換を計画的に進めていきます。

（1）しんかわ保育園

現行のしんかわ保育園は、施設の老朽化[※]が激しいことから、民間化対象園と選定しました。なお、しんかわ保育園の民間化に際して、保育サービスの施設整備は、駅周辺を重点的に行うことを基本的な柱としています。

しんかわ保育園については、令和元年度の0歳児から段階的に募集を停止し、在園児が卒園した後（令和5年度末の予定）に閉園します。また、しんかわ保育園の在園児の保護者が他の保育園へ転園を希望する際は、他の保護者との公平性を損なわない範囲で配慮します。

※担当部が市立保育園の施設の老朽化の状況を調査した「東久留米市立保育園施設状況調査」の結果

（2）その他の保育園について

その他の市立保育園については、今後も民間化の可能性について検討していきます。なお、民間化されるまでの間は、認可保育所として適切に管理運営していきます。

3 市立保育園の民営化

市では、これまで 3 園を公設民営化、2 園を民設民営化することで、民間のノウハウ、専門性などを活かし、待機児童解消や保育サービスの質を高めながら経費抑制を図ってきました。

<民営化によって可能になった保育サービス>

たきやま保育園 ひばり保育園 上の原さくら保育園 わらべみなみ保育園 東久留米おひさま保育園	20 時までの延長保育（たきやま保育園は 18 時半まで）
	0 歳児の産休明け保育
	一時保育（たきやま保育園除く）
	年末保育（ひばり保育園のみ）
	子育て支援（園庭開放、育児相談、講座など）

4 市立保育園の給食調理業務委託化

市立保育園では、「食事を通して自分の健康を守り、食事を楽しく食べられる子に育てる」ことを目標に、栄養士、調理員、保育士等の連携と工夫により、安全で質の高い給食を提供してきました。また、「保育所等は、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担っており、保育所等の関係者にはあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進に努める」必要性があることから、東久留米市立保育園の食育計画を策定し、食育の推進に努めているところです。

一方、市立保育園の給食調理を取り巻く状況としては、年々、増加・複雑化する食物アレルギーのある園児への対応や、腸管出血性大腸菌感染症（O157 等）などへの新たな対策の必要性、また、市の行財政改革に向けた取組みによる退職者不補充の運用で正規職員の調理員配置が困難になっていることなど、「はちまん保育園」他 1 園で給食調理業務委託を開始した平成 17 年度当時に想定できなかった新たな課題が発生しています。

このため、市では、民間活力の導入による行政サービスの維持、向上に努めるとともに、今後も安全で質の高い給食を提供できるよう、平成 28 年 10 月から「まえさわ保育園」で給食調理業務を民間委託しました。この取組みにより、当面の間の調理員の配置やアレルギーのある園児への対応など、保育園の給食調理業務における課題について、一定の整理がされたため、市立保育園の給食調理業務委託化については、市立保育園の民間化を計画的に進め、その進捗状況を踏まえ検討していきます。

第5章 計画の推進に向けて

1 本計画における「幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容」

本計画における「第3章 保育サービスの施設整備」及び「第4章 市立保育園への民間活力の導入」を踏まえた令和2年度から令和6年度の幼児期の教育・保育提供体制の確保予定数は、次のとおりとなります。これは、第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画において設定した「幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容（2号の「幼児期の教育の利用希望が強い以外」及び3号）」を上回ることとなります。

このため、本計画を推進することで、第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画における「幼児期の教育・保育提供体制の確保」をめざしていきます。

＜本計画を反映後の幼児期の教育・保育提供体制の確保予定数＞

単位：人

令和2年度		1号	2号		3号	
上段：第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
下段：本計画						
量の見込み		1,305	205	1,198	225	947
確保方策				1,295	256	956
				1,295	256	956
	<内訳>			1,274	210	741
	特定教育・保育施設			1,274	210	741
	<内訳>					
	新制度に移行しない幼稚園					
	<内訳>				35	175
	特定地域型保育事業				35	175
	<内訳>			21	11	40
	認可外保育所			21	11	40
確保方策－量の見込み				97	31	9
				97	31	9

単位：人

令和３年度		１号	２号		３号	
上段：第２期東久留米 市子ども・子育て支援 事業計画 下段：本計画		３～５歳	３～５歳		０歳	１・２歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
量の見込み		1,279	201	1,174	219	918
確保方策				1,315 1,360	256 262	939 968
	<内訳> 特定教育・保育施設			1,294 1,339	210 216	723 752
	<内訳> 新制度に移行しない幼稚園					
	<内訳> 特定地域型保育事業				35 35	176 176
	<内訳> 認可外保育所			21 21	11 11	40 40
	確保方策－量の見込み			141 186	37 43	21 50

単位：人

令和4年度		1号	2号		3号	
上段：第2期東久留米 市子ども・子育て支援 事業計画 下段：本計画		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
量の見込み		1,254	197	1,152	212	890
確保方策				1,295 1,340	256 262	939 968
	<内訳> 特定教育・保育施設			1,274 1,319	210 216	723 752
	<内訳> 新制度に移行しない幼稚園					
	<内訳> 特定地域型保育事業				35 35	176 176
	<内訳> 認可外保育所			21 21	11 11	40 40
	確保方策－量の見込み			143 188	44 50	49 78

単位：人

令和５年度		１号	２号		３号	
上段：第２期東久留米 市子ども・子育て支援 事業計画 下段：本計画		３～５歳	３～５歳		０歳	１・２歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
量の見込み		1,230	193	1,129	205	863
確保方策				1,274 1,319	256 262	939 968
	<内訳> 特定教育・保育施設			1,253 1,298	210 216	723 752
	<内訳> 新制度に移行しない幼稚園					
	<内訳> 特定地域型保育事業				35 35	176 176
	<内訳> 認可外保育所			21 21	11 11	40 40
	確保方策－量の見込み			145 190	51 57	76 105

単位：人

令和6年度		1号	2号		3号	
上段：第2期東久留米 市子ども・子育て支援 事業計画 下段：本計画		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育 の利用希望が 強い	左記以外		
量の見込み		1,207	190	1,108	203	852
確保方策				1,253 1298	256 262	939 968
	<内訳> 特定教育・保育施設			1,232 1,277	210 216	723 752
	<内訳> 新制度に移行しない幼稚園					
	<内訳> 特定地域型保育事業				35 35	176 176
	<内訳> 認可外保育所			21 21	11 11	40 40
	確保方策－量の見込み			145 190	53 59	87 116

2 保育サービスの質の向上に向けた取組み

本計画を推進するにあたり、市は保育サービスの質の向上に向けて、次の役割を担っていきます。

(1) 各種園長会・連絡会の開催

施設種別ごとの園長会・連絡会を開催し、意見交換や情報提供を行い、市全体の保育サービスの質の向上に努めます。

- ア 私立保育園長会
- イ 幼稚園・認定こども園連絡会
- ウ 家庭的保育事業者連絡会議
- エ 小規模保育事業者連絡会議
- オ 認証保育所・定期利用保育施設連絡会の開催

(2) 障害児・特別の支援を要する子どもの保育の充実

公設公営、公設民営の認可保育所だけでなく、市内の認可保育所に入園、在園する障害児や特別の支援を要する子どもの処遇を検討する体制づくりとともに、現行の障害児・特別の支援を要する子どもの保育の充実に向けた補助制度の拡充について検討・実施し、市全体の保育サービスの質の向上に努めます。

- ア 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所を対象とした障害児保育審査会の実施
- イ 障害児・特別の支援を要する子どもの保育の充実に向けた補助制度拡充

(3) 合同研修会の開催

市内の保育サービス事業所の保育士等が参加できる研修会を企画、開催し、市全体の保育サービスの質の向上に努めます。

- ア 市内の保育サービス事業所の保育士等に向けた合同研修会の開催

(4) 子ども・子育て支援新制度の対象となる施設（施設型給付・地域型保育給付の対象施設）への移行支援

現行の認証保育所や私学助成を受けて経営している幼稚園が、子ども・子育て支援新制度の対象となる施設へ移行することを支援します。

- ア 認証保育所から小規模保育施設への移行支援
- イ 私学助成を受けて経営する幼稚園から認定こども園や施設型給付の対象となる幼稚園への移行支援

(5) 家庭的保育事業者等の連携施設確保へ向けた支援

家庭的保育事業所や小規模保育事業所が、連携協力を行う認可保育所や幼稚園等といった連携施設を確保することについて、必要に応じ、調整役を担うとともに支援します。

- ア 国や東京都、他自治体における連携施設の設定に係る情報提供
- イ 各種園長会・連絡会等を通じた各施設のニーズ把握及び調整
- ウ 連携施設確保へ向けた補助制度などの検討

東久留米市立保育園施設状況調査

(R1年度)

令和2年3月

子ども家庭部子育て支援課

◆東久留米市立保育園施設状況一覧

保育所名	住 所	開設年月日	敷地面積(m ²)	床面積(m ²)	老朽化の程度 ※詳細は別紙を参照	サービスの拡充	
						待機児数 (平成31年4月1日 現在) ※新定義	延長 保育
はくさん保育園	下里3-2-23	昭和47年5月15日	1,613.34	558.52	48 (48)	1人	○
しんかわ保育園	新川町1-1-12	昭和50年4月1日	1,561.09	709.09	56 (58)	1人	○
はちまん保育園	八幡町2-14-22	昭和53年4月1日	2,095.25	649.97	44 (45)	0人	×
まえさわ保育園	前沢1-5-30	昭和53年4月1日	1,949.62	698.60	50 (50)	0人	×
ちゅうおう保育園	中央町1-2-4	昭和56年4月1日	2,099.88	787.67	52 (52)	1人	○

※ 老朽化の程度について

次頁以降の基準に従い、点数化を行い、最も点数の高い保育園が最も老朽化の程度の高い保育園となる。

() 内の数値は前回算定値。

1. 老朽化の程度の基準

各施設の状況を確認し、以下の基準に従い数値化することで判定を行った。
 なお、令和2年2月10日現在で調査を行った結果による。

緊急性 高い  緊急性 低い	数値	老朽化の程度
	5	早急に改修等の対応が必要である。
	4	できるだけ早急に改修等の対応が望ましい。
	3	今後改修等を実施していくことが望ましい。
	2	現時点では改修の必要はないが、今後状況に応じて対応の要否を判断していく。
	1	現時点で対応の必要はない。

2. 老朽化判定の対象

老朽化の判定対象は以下の通りとし、1の老朽化の程度の基準による数値を適用し各対象を積み上げていくことで最も数値の高い施設を老朽化の程度の最も高い施設とする。

1. 外部関係

- (1) 屋根上防水
- (2) 外壁
- (3) 外部、アルミサッシ、扉
- (4) 通用門及び扉
- (5) 外部のフェンス外柵
- (6) プール
- (7) テラス滑り防止及びテラス屋根
- (8) 園庭の遊具点検

2. 内部関係

- (1) 内部床
- (2) 内壁、天井、ロッカー等
- (3) 内部木製建具
- (4) 給食室
- (5) 水道の赤水対策
- (6) 空調・電気冷暖房
- (7) 空調・ガスヒートポンプ
- (8) ファンヒーター
- (9) 床暖房

3. その他

- (1) 耐震診断
- (2) 駐車場
- (3) 2,000㎡以上の公有地の有無（近隣500m以内）
- (4) 都市計画の制限

これらについては、次頁以降で詳細を示しているが、表の見方は次のとおり。

	判定対象の項目
保育所名	特筆事項
	老朽化の程度の基準数値

3-1. 施設状況の詳細（外部関係）

保育所名	屋根上防水	外 壁	外部、 アルミサッシ、 扉	園庭、 水飲み、 足洗い場	通用門 及び扉	外部の フェンス 外柵	プール	テラス滑り 防止及び テラス屋根	園庭の 遊具点検	外部 関係 合計
はくさん 保育園	調乳室屋上ア スファルト防 水改修(H31)							プール側テラ ス防雨パネル 取付(H31)		
31年度	3	2	3	4	2	2	1	3	2	22
30年度	3	2	3	4	2	2	1	3	2	22
しんかわ 保育園					通用門ドアク ローザー改修 (H31)		幼児プール側面 シート修繕 (H30)	1階ホール前 テラス防滑 シート等シー リング修繕 (H30)	登り棒、ジャ ングルジム塗 り替え(H31)	
31年度	3	4	4	4	2	2	2	3	2	26
30年度	3	4	4	4	2	2	2	3	2	26
はちまん 保育園			アルミサッシ掃 き出し窓の建具 調整はその都度 必要	外水道(ステンレ ス)の園庭側への 移設を検討					ジャングルジ ム塗り替え (H31)	
31年度	—	—	4	4	2	1	3	3	2	19
30年度	—	—	4	4	2	1	3	3	2	19
まえさわ 保育園	1階屋上他ウ レタン防水改 修(H30)	2階バルコニー の木板凸凹(4歳 児室部分)改修 (H30)	アルミサッシ掃 き出し窓の建具 調整はその都度 必要		通用門ドアク ローザー改 修、西側通用 門修繕(H31)					
31年度	4	3	4	1	2	3	1	2	2	22
30年度	4	3	4	1	2	3	1	2	2	22
ちゅうおう 保育園	ホール屋上 (笠木・プール) 防水工事 (H30)	4歳児室北側排 煙窓周囲シー リング修繕(H31)	4歳児室アルミ サッシ転倒防止 修繕(H31) 建具調整はその 都度必要	遮光ネット補強 金物修繕(H31)		園庭東側フェ ンス補強工事 (H30)	プール周囲の防 水シート張り替 え(H30)			
31年度	4	3	3	3	3	3	2	2	2	25
30年度	4	3	3	3	3	3	2	2	2	25

3-2. 施設状況の詳細（内部関係）

保育所名	内部床	内壁、天井、ロッカー等	内部木製建具	給食室	水道の赤水対策	空調・電気冷暖房	空調・ガスヒートポンプ	ファンヒーター	床暖房	内部関係合計
はくさん保育園	ホール床コルクタイル張り工事(H30)	調乳室壁他塗装工事(H30)			H15実施済み	午睡室・2歳児室空調機入れ替え(H31)				
31年度	4	3	3	4	1	3	1	3	1	23
30年度	4	3	3	4	1	3	1	3	1	23
しんかわ保育園	フローリング床へのコルクタイル張りを検討	コンクリートブロック壁改修工事(H31)		シンク排水トラップ取替工事(H31)	H17実施済み		GHP屋外機コンプレッサー等改修(H31)			
31年度	4	3	3	2	4	4	4	1	1	26
30年度	4	3	3	2	4	4	4	1	1	26
はちまん保育園	3歳児室床改修工事(H31)					ホール空調機設備更新工事(H31)				
31年度	2	3	4	3	3	3	3	1	1	23
30年度	2	3	4	3	3	4	3	1	1	24
まえさわ保育園	0歳児室床改修工事(H31)	防煙垂れ壁補強工事(H30)				1歳児室・2歳児室空調機設備更新工事(H31)			0歳児室床暖房配管修繕・換気口取付工事(H31)	
31年度	3	2	3	3	3	3	3	1	3	24
30年度	2	2	3	3	3	4	3	1	3	24
ちゅうおう保育園		防煙垂れ壁補強工事(H30)		シンク混合水栓等取替工事(H31)		ホール空調機設備更新工事(H30)				
31年度	1	3	3	2	3	3	4	1	3	23
30年度	1	3	3	2	3	3	4	1	3	23

3-3. 施設状況の詳細（その他）

保育所名	耐震診断	駐車場	近隣の公有地の有無 (2,000m前後) ※カッコ内は所有者	都市計画の制限	その他 合計
はくさん 保育園	H23～24実施 IS値=0.62	園隣に民間の有料駐車場あり。			
31年度	2	1	—	—	3
30年度	2	1	—	—	3
しん かわ 保育園	H20実施済 IS値=0.61	車で送迎している保護者で会を作り 民間駐車場を借りている。そのほか 園内にも1台駐車スペースあり。			
31年度	3	1	—	—	4
30年度	5	1	—	—	6
は ち ま ん 保 育 園	H9実施済（東京都） IS値=0.76	都営住宅の敷地内に2台程度一時的 に駐車。			
31年度	1	1	—	—	2
30年度	1	1	—	—	2
ま え さ わ 保 育 園	H20実施済 IS値=0.63	・住宅街のため一切駐車不可。 ・緊急時、障害児用駐車場あり			
31年度	3	1	—	—	4
30年度	3	1	—	—	4
ち ゆ う お う 保 育 園	H21実施済 IS値=1.10	・園横の路上に一時的に駐車。 ・園隣にコインパーキングあり。			
31年度	3	1	—	—	4
30年度	3	1	—	—	4

東久留米市保育サービスの施設整備・
運営及び提供体制に関する実施計画

平成28年3月

令和 2年5月（改訂）

（問い合わせ先）

発行 東久留米市

編集 東久留米市子ども家庭部子育て支援課

〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話 042-470-7745

E-Mail kosodateshien@city.higashikurume.lg.jp